



55号

2022年1月30日



巻頭言- 馳浩 前共同養育支援議連会長への感謝

2021年7月、馳浩先生に関する「石川知事選出馬」との報道に接し、大変、動揺したことが思いだされます。

■馳先生との出会い

今号の特集「あなたに逢いたくて」で馳先生ご本人がお話ししておられますが、馳先生が親子断絶防止議員連盟（現：共同養育支援議員連盟）を立ち上げたのは2014年3月のことでした。当時、馳先生が立ち上げた議連を中心に当事者もまとめ、議員立法を目指していこうとし、当時、私は親子ネットの運営委員に就任したばかりでした。

その後、議員立法に関しては2016年12月に議連総会で了承を受け、各党議論を進めていただくため、私も懸命に関係する先生方への陳情に奔走しましたが、議論は進まず、議員立法は国会に上程がされるに至りませんでした。

■法制審議会に向けて

2018年は私も長男と暮らし始め、不登校になった長男を何とか元気付けようと親子ネットの活動を休止しました。約1年後、無事、長男の高校進学が決まり、活動を再開し、2019年6月に代表に就任することになりました。

そのころから法制審議会諮問に至るまで、馳先生、秘書の皆様には多大な協力をいただきました。議連として意見をまとめていただき、何度も法務大臣に申し入れを行っていただきました。当事者団体の一代表に過ぎない私の提案にも常に耳を傾けていただき、状況が芳しくない中でも、常に前に進めるための行動を実行していただいたこと、本当に感謝しています。

■法制審議会入り、そして馳先生が石川県知事選挑戦へ

ご承知のとおり、2021年2月、「離婚後の子の養育に関する家族法制の見直し」に関して、法制審議会に諮問され、3月に設置された家族法制部会に私も委員として参加させていただくこととなりました。法制審が始まって以降も、馳先生には折に触れ、議論の状況を報告、法案成立前に運用改善で取り組めることなど、何度も時間を取っていただき、アドバイスをいただいたり、具体的なアクションを取っていただきました。

そんな中、馳先生の石川県知事選挙出馬のニュースが流れました。状況をお聞きする限り、このニュースは単なる噂でなく、事実であることがわかりました。一度は「ここまで尽力いただいた馳先生と法案成立を迎えたい」と申し上げたこともありましたが、政治家の出処進退は先生ご本人が判断されること、と思い直しました。

以下、議員会館で最後にお会いした際の先生のご発言です。

「知事選で選んでもらえたら、知事会で離婚後の自治体支援、全国の自治体が取り組めるようにする」「法制審議会では対立軸を残さないように頑張ってもらいたい」

私は、「議会・行政・マスコミ含めた有識者の理解も得て、今回の13年かかったとどろ着いた千載一遇のチャンス、必ず、法案という形にする。法案が出来たら、石川県知事室に届けに挙がります」と述べました。

馳先生の想いも受け止め、2022年も取り組んでいきたいと思っています。

引き続き、みなさまのご支援を心よりお願い申し上げます。

(代表:武田典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコメンカイコウリュウヨジツゲンズルゼンコクネットワーク)

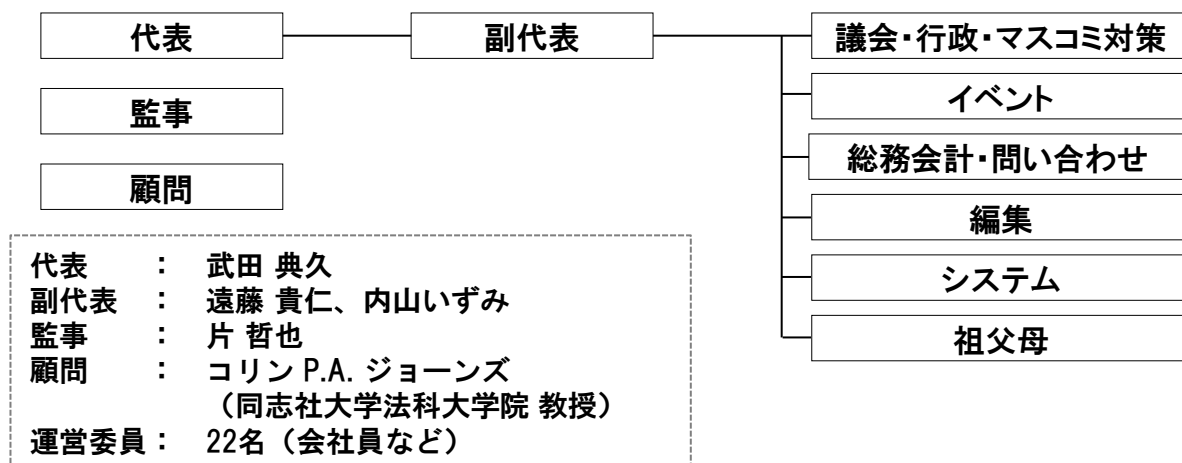
*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



親子ネット運営委員会 2021年度運営体制

親子ネットは、2021年6月5日に2021年度総会を開催し、代表、運営委員の選任、2021年度活動方針案、2020年度予算案、規約の改訂について、ご出席の会員の皆様からご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって、承認可決されましたことを、ご報告申し上げます。

2021年度の運営体制は下記のとおりです。



親子ネット各チーム

親子ネットは、上記2021年度運営体制のもと、以下のチームメンバーで活動して参ります。

チーム	運営委員
議会・行政・マスコミ	相澤 裕二*、花村 憲太郎、大志摩 龍雄、保坂 繁範、高田 千晴、林 繁樹、Alexander Patrikalakis、大木 正成
イベント	林 繁樹*、高橋 弘之、内山 いずみ、花村 憲太郎、清水 久貴、有井 なみ、保坂 繁範、高田 千晴
総務会計・問い合わせ	高橋 弘之*、内山 いずみ、高倉 ゆうと、林 繁樹、眞有 浩一、清水 久貴、大木 正成
編集	高倉 ゆうと*、大志摩 龍雄、酒井 敦、有井 なみ
システム	酒井 敦*、佐藤 和宏、保坂 繁範
祖父母	野村 あつみ*、中西 アイ子

*各チームリーダー

第 21 弾

あなたに逢いたくて

「連れ去り」という言葉すら認知されていなかった時代、ひとりの父親の声に傾けたのがきっかけだった。離婚しても親子は親子じゃないか？そんな「当たり前」を実現するため、議員連盟を立ち上げた政治家が永田町を去った。馳浩さんに聞いた――。



前衆議院議員 馳 浩さん *Hiroshi Hase*

1961 年富山県小矢部市生まれ。

専修大学卒業。

星稜高校国語科教諭、1984 年ロス五輪レスリング
グレゴローマン 90kg 出場、プロレスラーを経て、
1995 年参議院石川県選挙区当選。

その後、衆議院議員に転身し、2015 年 10 月文部科
学大臣・教育再生担当大臣就任。

2021 年 10 月衆議院議員を 7 期務め、不出馬を表明。
2022 年 3 月までに行われる石川県知事選挙への立候
補を表明している。

妻はタレントの高見恭子さん。

～著書の紹介～



『君は何と闘っているのか』

『愛する人を守れますか!』

『ねじれ国会方程式』

『非常ベルは聞こえているか!!』

『ほんとにもうひとこと多いこの男』

など多数

子どもには 両親の愛情を受ける権利がある！

1 この問題に取り組むようになったきっかけ

16年前(平成17年(2005年))地元・金沢で、離婚してお子さんとの面会交流ができなくなった父親からの相談を受けたことがきっかけで、共同養育問題を知りました。はじめ、子どもに会えない父親の相談を受けたときは個別の案件だと思いましたが、ちょっと待てよ、そうではない、これは社会的な案件だと感じて、そこからこの問題に熱心に取り組み始めました。ていねいに対応しているうちに、全国から相談が寄せられるようになってきました。私自身、子どもがいなかったから、離婚できました。しかし、子どもがいたらと頭をよぎりました。

自民党の法務部会や厚生労働部会では、なかなかメインストリームになりにくい案件でした。自民党内で本問題はあまり認識されて

いませんでした。ただ、先輩(河村建夫)議員がこの問題への取り組みに理解してくれたこともあり、取り組み始めました。ちょうど文科部会でこの問題が提起されていました。学校での面会交流について、父親と母親の合意ができていれば可能ですが、そうではない場合、親権をもたない親は学校で子どもと面会することができない、学校での情報も得られないのが一般的です。それについて、疑問視する声が出始めていました。

日本も批准している子どもの権利条約を考えれば、子どもは両親から愛情を受けて育つ権利があり、さらに子どもには意見表明権もあります。両親の一方が過度に主張することにより、子どもの最善の利益が得られなくなっている状況はおかしいのではないかと

いうことです。実際、離婚に際して夫婦の葛藤が高い場合、「あなたなんかに二度と子どもを会わせてやらない」という案件は非常に多いようです。片親疎外が起こりやすい状況が生まれていると言えます。

共同養育の問題にかかわっていると、DV擁護派という言葉方をすることもあります。決してDVを擁護しているわけではありません。DVがあってはならないのは当然です。そのうえで、子どもの最善の利益が守られるルールづくりが必要なのではないかと思えます。もちろん、面会交流をしないほうがいい案件もあります。その場合も、一方の親が決めるのではなく、公的機関できちんと判定するなどの仕組みが必要です。

2 共同養育の法制化に向けてどう動いたか

立法化に向けて、まずはいろいろな立場の人の話を聞きました。どんな問題にも必ず利害関係がありますので、賛成反対両方の話をきちんと聞くことが大切です。立法を目指すわけですから法務省や衆議院の法制局、離婚の問題だから厚生労働省、未成年の子どもの問題でもあるので保育所や幼稚園、学校などの保育・教育関係者、医師、カウンセラー、心理士に話を聞きました。さらに、祖父母の立場の人たちやDV被害者擁護団体のヒアリ

ングも積み重ねました。

そのうえで平成26年(2014年)、私は親子断絶防止法という名前を考え、社会の関心を引きつけるために動き、超党派の議連(現共同養育支援議連)をつくり議員立法による法制化を目指しました。そして、平成28年(2016年)には、親子断絶防止法は修正案策定まで、たどりつきました。しかし、この問題は非常に複雑で、自民党内にも同居親及び別居親という両方の当事者がいたり、DV被

害者擁護の方もいたりで、なかなか調整がむずかしいと感じていました。最後は、法務省の法制審議会で取り上げてもらうしかないと思っていました。

昨年(2020年)、上川陽子法務大臣に法制審に諮問していただきました。取り組み始めて16年目、ようやくここまできたなという思いがあります。

3 共同養育問題の進むべき方向性

法務省が抱えている共同養育問題は民事の案件であるため、法律という公式では処理しにくいものです。法律という公式を用い、どこまで子どもの最善の利益を守っているか。親が離婚したとしても、子どもが両親から愛情を受けることのできる環境をつくるためには立法、そして立法に基づく法的支援、法的支援に基づく予算措置、専門的な人材の配置、公的機関による子どもの最善の利益を

守るような親子面会交流支援が必要だと思っています。

また、その前提として離婚時の取り決めについても見直しが必要です。調停離婚の場合、面会交流や養育費については十分に審議されますが、日本では9割以上が協議離婚です。先ほどもお話ししましたが、協議離婚だと現状では、面会交流や養育費の取り決めがされ

なくても離婚ができてしまいます。離婚届の別紙に取り決めを明文化するなど、何かしらの法律を用意するべきではないかと思えます。法律に基づかない約束では、離婚後に再婚や新たに子供が生まれるなど状況が変化したときに守られなくなる可能性もあります。離婚して終わりではなく、子どもが成人するまで親としての責務は続きます。

4 日本では、子どもを大切にしている社会か？

法務省が抱えている共同養育問題は民事の案件であるため、法律という公式では処理しにくいものです。法律という公式を用い、どこまで子どもの最善の利益を守っていけるか。親が離婚したとしても、子どもが両親から愛情を受けることのできる環境をつくるためには立法、そして立法に基づく法的支援、法的支援に基づく予算措置、専門的な人材の配置、公的機関による子どもの最善の利益を

守るような親子面会交流支援が必要だと思っています。

また、その前提として離婚時の取り決めについても見直しが必要です。調停離婚の場合、面会交流や養育費については十分に審議されますが、日本では9割以上が協議離婚です。先ほどもお話ししましたが、協議離婚だと現状では、面会交流や養育費の取り決めがされ

なくても離婚ができてしまいます。離婚届の別紙に取り決めに明文化するなど、何かしらの法律を用意するべきではないかと思えます。法律に基づかない約束では、離婚後に再婚や新たに子供が生まれるなど状況が変化したときに守られなくなる可能性もあります。離婚して終わりではなく、子どもが成人するまで親としての責務は続きます。

5 活動を通して見えてきた課題

活動を通して見えて来た課題は、社会全体の無関心。それに対してマスコミや市町村や特別区などの基礎自治体の地方議会を巻き込むことが必須です。

6 親子ネット会員へのメッセージ

別居親との親子断絶がいまだに当たり前のようにされている理不尽な現状打破のためにも、反対側との粘り強いコミュニケーションと、社会全体との対話を深めてください。慣例や前例を覆す為にも、地道にコツコツ取り組んで、共同養育が、当たり前の日本社会にしていきたいと思います。



議員会館からの引越しに追われながらも、真摯に答えていただいた。

馳先生から始まった



写真左から親子ネット前代表・佐々木昇、中部共同親権法制化の会代表・三浦寿志、馳前衆院議員、親子ネット代表・武田典久＝2021年10月撮影、衆議院第一議員会館で

ハーグ条約が批准され、馳先生から「次は国内法の整備（民法改正、新法の策定）だ、については議員連盟（現共同養育支援議員連盟）を組織するので、当事者団体も全国組織として纏まるべきだ」とのご提案を頂きました。そこで、鈴木（親子ネット元代表、平田（全国連絡会事務局長、三浦（中部共同親権法制化の会代表）佐々木（親子ネット元代表）他で親子ネット以外の全国の当事者団体に声をかけ、全国連絡会（現共同養育支援法全国連絡会）を設立しました。更に、議員会館を回り、国会議員の先生 方に議員連盟への加入を陳情し、2014年3月に議員連盟の設立総会が開催され、今に続きます。

「我々の人類に対する最大の罪は、彼らを憎むことではなく、無関心であることである。それは非人間性の真髄だ」とのバーナード・ショーの名言があります。多くの子が親の離婚で一方の親と会えなくなり、友を失い、親を失い、祖父母を失う。その混乱と悲しみは筆舌に尽くしがたい。馳先生は、本の題名の通り、「非常ベル」を聞いて、そうした声にならない子どもの声に耳を傾け、関心を持ち、力愛不二の精神で共同親権・共同養育の実現に邁進されたのです。本当にありがとうございました。今後は、石川県から全国の自治体に対して共同養育推進の発信を行って頂けるとのこと、これからもよろしくお願い申し上げます。（親子ネット元代表 佐々木昇）

＊共同養育支援議員連盟は昨年の議連総会で、会長・柴山昌彦議員（自民）、会長代理・泉健太議員（立憲）幹事長・牧原英樹議員（自民）、事務局長・三谷英弘議員（自民）、事務局次長・梅村みずほ議員（維新）の新体制を発足させている。

親子ネット結の会合同講演会 「共同親権・共同養育にかかわる 国家賠償訴訟について」

●面会交流国家賠償訴訟

弁護士・上野晃 弁護士法人日本橋さくら法律事務所

私が行っているのは、面会交流国家賠償訴訟です。この問題に取り組むことになったきっかけは平成28年3月の松戸判決です。原告である父親は「自分が親権者になったら年間100日、相手方に子どもに会わせる」、母親は「年間20日、相手方に子どもを会わせる」と主張した結果、父親が親権者として指定されました。より寛容な親に親権が認められるという、いわゆるフレンドリーペアレントルールが適用されたわけです。海外では普及しつつあるフレンドリーペアレントルールですが、日本で適用されたのは初めてで、大いに注目されました。

しかし、残念ながらこの判決は、東京高裁でひっくり返ってしまいます。連れ去った母親が何年間も子どもを育ててきているのだから、親権者は母親のままでという、継続性の原則が適用されたわけです。このことで私は、裁判所の運用と法律に問題意識をもつようになりました。

新聞の社会部記者から聞いた話では、共同親権・共同養育については反対派の活動が強烈すぎて、裁判所だけでその壁を突き破ることが難しいとのことでした。松戸判決のような判決が高裁で認められるか、法律が作られれば、その壁を破る事ができる、と。なるほど、と思い、国家賠償訴訟を行うことにしました。

面会交流国賠訴訟を立てるにあたり、連れ去りの問題に焦点を当てるべきか、単独親権に焦点を当てるべきかを検討しました。小嶋勇先生も国賠訴訟をやると知り、聞いてみたところ単独親権でやるとのことでしたので、役割分担として、私は面会交流に焦点を当てることに決めました。第一審は敗訴、高裁でも敗訴し、今最高裁にあげているところです。

国賠訴訟を通して、親子離別の問題の本質はどこなのか、非常に難しいところがあると感じています。メディアでもTwitterでも、調停でも、いろいろな議論が錯綜しています。代表的なところでは「法律が共同親権になっても連れ去りや親子断絶等の問題は解決しないのではないか」「連れ去りを禁止したら、DVから逃げる人の問題を軽視していることにならないか」「面会交流は必ずしも親の権利ではないのではないか」などの議題があります。

私は、それぞれについて議論することは重要だと思っています。これらの議題は、すべて有機的に関連しているので、それを含めて議論すべきです。例えば、「もし連れ去りを禁止するならば、DVについては刑事罰を含め、厳格に対処する必要がある」といったように、です。面会交流と養育費の問題も、切り離しては考えられません。法制審議会でどんどん議論してほしいと思っています。

いずれにしても、私たちにできることは、この問題を少しでも世間に知ってもらえるように努力することです。当事者による集団訴訟は、その一例です。当事者それぞれの意見の違いもあるかと思いますが、「対立」ではなく「役割分担」と考えて、協力し合っていきたいと思っています。



講演される上野 晃弁護士

●共同親権訴訟 ●子の連れ去り違憲集団訴訟 ●自由面会交流集団訴訟
弁護士・作花知志

離婚後の単独親権を定めている民法は違憲ではないか。子どもの連れ去りを違法としていないことは違憲ではないか。自由な面会交流を保障していないのは違憲ではないか。私はいま、この3つの国家賠償訴訟を進めています。

3つの訴訟を通じて思うのは、現在の法制度は、まったく子どものためになっていないということです。心理学の調査では、親が離婚や別居をした場合に、別居親に多く会っている子どもほど自己肯定感が強く、コミュニケーション能力が高いという結果が出ています。子どもの利益を考えると、親が離婚や別居をしても、子どもはできるだけ両親に会えるようにすることが大切なのです。

私がこれらの訴訟で主張しているのは、離婚は夫婦関係の解消であり、親子関係の解消ではないのにもかかわらず一方の親権を奪うのは、親にとっても子どもにとっても人権侵害である、ということ。一方の親に問題がある場合はどうするのかという反論がありますが、それについての対応は民法に親権の喪失制度として用意されています。離婚後も共同親権を維持したままで、問題がある親の親権を停止することができるわけです。



お話しされる作花知志弁護士。
講演の後、講師を交えて座談会が開催されました。

また、離婚後の共同親権は監護権争いに移行するという反論もあります。でも、それについても、片方が監護権をもち片方が自由面会権をもつ、交代看護をするなど、いろいろな手立てがあります。

離婚後単独親権には、大きな欠陥があります。単独親権者の親が死んでしまった場合、別れた親がそのまま親権者になれるわけではないのです。親権者変更を申立てる必要があります。親権者がいない状態が発生するのは、子どもの福祉に反するのではないのでしょうか。

離婚後単独親権制度は、児童虐待にも関係してきます。調査の結果、親権者が再婚したパートナーから虐待を受ける例が多いことがわかっています。離婚後単独親権制度では、親権を失ったほうの親が子どもを救う手立てがありません。

養子縁組の問題もあります。離婚後に再婚した相手と子どもの養子縁組は、裁判所の判断を必要としません。子どもの福祉に反する可能性があります。

離婚をしてひとり親となることで、就職や結婚で差別されるという問題もあります。でも、親はふたりいるのです。法制度が差別を生んでいるのです。

国はこの裁判において、親権は人権ではないという主張をしてきました。人権とは、国や憲法が与えて初めて存在するのではなく、人が生まれて当然に得る権利です。

東京地方裁判所が2月17日に出した判決では、親と子の養育関係は「人格的な利益」であると明記されました。離婚後単独親権制度は、共同親権への法改正が検討されているので違憲ではないという判決でしたが、「人格的な利益」という言葉が明記されたという意味では、エポックメイキングな判決であると思っています。少しずつ前に向かっていくと、私は考えています。

●養育権侵害共同親権訴訟

弁護士・古賀礼子

私が行っているのは、養育権侵害共同親権訴訟です。立法不作為の国家賠償請求の提訴を通して立法を義務づけ、離婚後単独親権制度から共同親権制度への法改正を実現することが目的です。

現在の法制度、離婚後単独親権制度は基本的人権を損なっていると考えます。人には自然権として子どもを養育する権利があります。離婚後単独親権制度においては、父母が婚姻しているかどうかで、父母どちらかの養育権が侵害されます。憲法13条の幸福追求権、憲法14条の平等権も、離婚後単独親権制度が人権侵害であることの根拠となります。

一方、国の反論は、こうです。「父母が未婚ないし、離婚後であっても、双方が子と交流し、共同して子に関する決定をすることは禁止されていない」。想定通りではあります。しかし、実際には、意に反して子どもの養育に関わることが妨げられることは多く、それに対する司法的な救済はないのです。これは、やはり問題です。国民全員が養育権を脅かされているのです。親子の親子らしさを守るためには、共同親権制度の法制度化が必ず必要であると思っています。



講演される古賀礼子弁護士

●自然的親子権集団訴訟

弁護士・小嶋勇

国賠訴訟で争う「立法不作為」とは、法律を作らないこと。していないことを訴えるのは、法律的には難しいことです。立法義務があるのに、していないと認識されて初めて、立法不作為が問題になります。しかし、法律を作らないことそのものを直接、争う訴訟は存在しません。そこで「国家賠償訴訟」なのです。憲法17条に基づき、賠償金を請求します。お金が欲しいのではなく、立法不作為を争うために行います。国家賠償請求訴訟は、世の中を変えるための訴訟として機能しているわけです。

さて、私が行っているのは、自然的親子権訴訟です。自然的親子権とは、生まれながらに親と子が物理的にも精神的にも変え難い存在としてお互いを認め合い、その親子独自の関係を築いていくことについて、みだりに妨げられない権利であり、親と子の関係の相対を内容とするものです。より具体的には、親が子に自らの価値や文化・考え方を伝え、他方で子は両親から愛情を受けつつ、自身の生き方に重大な影響を受ける、こうした自然の関係を内容とするものといえます。

私はもともと子どもの人権問題に興味をもっていて、いじめや不登校の問題などを扱っていました。その中で、臨床心理士の話や機会があり、片親疎外の問題に出会ったことから、子どもが被害者であることに気づきました。そこから、共同親権や共同養育の問題に取り組み始めたのです。15年前くらいにこの問題を取り上げたとき、家庭裁判所はまったく取り合ってくれませんでした。当時は、面会交流は月1回でもできればまし、という時代だったのです。その後、10年15年かけて、少しずつ状況が変わってきました。今こそ、と思い国賠訴訟を立てました。弁護士の力ではない、原告の思いや支援してくれる人の力があってこそ、です。

この国賠訴訟をきっかけに、世の中を変えていくことができていると思っています。違憲判決ではなかったけれども、作花先生のおかげで潮目が変わりました。その訴訟のいいところを受け継いで、情報共有しながらやっていきたいと思います。



講演される小嶋勇弁護士

◆手帳にメモして

■親子ネット定例会

〈日時〉2022年2月5日(土) 14:00-17:00
〈場所〉高田第二区民集會室 2階 會議室2
〈アクセス〉高田馬場駅徒歩4分
〈参加費〉無料
〈注意〉最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)
〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com
電話: 050-3468-3743

■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。
〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)
<https://ameblo.jp/oyakonetcn/>
〈問合せ〉oyakonetcn@yahoo.co.jp

■当事者女性の親睦会

奇数月の最後の土曜日に開催しています。
〈日時〉2022年3月26日(土) 14:00-17:00
〈場所〉未定(東京都区内)
初めて参加を希望の方は、問合わせのアドレスまでメールにてお知らせ下さい。
※参加は女性のみとなります。
〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。
参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。
懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
詳細は、HPを参照ください。

<https://bit.ly/336xtAL>
〈問合せ〉Mail: joshikai2019@yahoo.co.jp
■くにとち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日 19:30～
〈場所〉国立市東4-19-15 椿荘102スペースF
〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分
〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。
(<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitaiton>)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日 19:00～21:00
〈場所〉(東京都新宿区西新宿7-7-23 トミービル11階)
予約は不要です。直接お越しください。
〈参加費〉1,000円
※詳細は、親サポの会ホームページ
(<https://kyoudouyouiku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。
〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。
〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。
〈共同養育各種講座〉1名より随時開催します(zoom可)
〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com
※詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.rimusubi.com>

◆マスコミ等

2021年6月 静岡市議会請願採択
「離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書」の提出に関する陳情書
2021年7月8日 中日スポーツ
福原愛さん離婚で『共同親権』がトレンドワードに SNSで「大人として親として素晴らしい選択」の声も
7月21日 サキシル
自殺未遂も…『もしドラ』作者、「子の連れ去り」体験を告白
7月23日 時事通信
「子連れ去り」議論深まるか 日仏首脳、24日に会談
7月24日 デイリー新潮
フランス人男性が「子の連れ去り」被害を訴えハスト中 日仏首脳会談でマクロン大統領が議題に
8月9日 AERA dot
なぜ夫は妻に無断で子どもを「連れ去った」のか 連れ去り当事者が語る夫婦の内情
8月15日 毎日新聞
国際離婚で「子供と会えなくなる」日本特有の問題、解決を
9月6日 ハナコ
【フランスからの報告】離婚したら子供は誰のもの？
2021年9月28日 サンケイビズ
親子の面会交流制限は「立法不作為」、国賠提訴
2021年09月30日 時事通信
子の連れ去りで新法案準備 日本に厳しい措置も一歩下院
2021年10月12日 読売新聞
子を巡る裁判 親権・監護者 母親が9割 状況に応じた判断課題
2021年10月28日 NHK
離婚後の「単独親権」規定 2審も憲法違反認めず 東京高裁

11月16日 フランス大使館
フランス大統領府は11月15日、この日に行われた日仏首脳電話会談に関するコミュニケを発表しました。
2021年11月17日 朝日新聞
離婚後の子育て、どう考える? 「親権」と「子どもの利益」
2021年11月30日 東京新聞
仏当局日本女性に逮捕状 両国籍の子連れ去り容疑

◆住所変更時のお願い

✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonetcn.org

◆編集後記

子どもを連れ去った日本人妻に、フランス当局が誘拐などの容疑で逮捕状を出した。被害を訴えたフランス人男性は3年間、子どもに会えていないという▼「失われた30年」は経済の話に限らない。学術、教育、研究など多くの分野で、日本は他国の後塵を拝している。人権問題もその一つだろう▼先進国でいまだに日本だけが単独親権だ。「夫婦同姓」の強制も日本だけ。「人質司法」は改善されず、出入国管理施設で死亡したスリランカ女性の話には耳を疑った。これらはすべて法務省の管轄である▼天安門事件で軍隊は「正義」を掲げて市民を撃った。極論すれば、誤った正義の行政や司法もそれと変わらない。「人権軽視」の法解釈や運用が市民を撃ち、血を流させる。世界が非難する「連れ去ったもの勝ち」の判決で、これまで何人もの別居親が自殺したことだろう▼フランス人男性が投じた一石は波紋を呼ぶのか。ハンガーストライキをする彼の下に集まった別居親たちが泣いていた夏を思い出す。連れ去られたとき、子どもたちはもっと激しく泣いたのかもしれない。(大)

◆引き離し・編集委員

■親子ネット運営委員等(五十音順)

有井 なみ、大志摩 龍雄、上條 まゆみ、酒井 敦、佐々木 昇、高倉 ゆうと

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonetcn.org ホームページ: <http://oyakonetcn.org>